

第4期真狩村障害者計画

令和4年度～令和8年度

第6期真狩村障害福祉計画

第2期真狩村障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和4年3月

真狩村



目 次

I 計画の策定にあたって	1
1.策定の趣旨	1
2.計画策定の背景	2
3.計画の位置付け	5
4.計画の期間	6
5.対象とする障害者	7
II 計画の基本的な考え方	9
1.基本理念・基本方針	9
2.基本的視点	10
3.基本目標	11
III 現状と問題点の把握	13
1.人口構造	13
2.障害者の状況	14
1) 身体障害者	14
2) 知的障害者	18
3) 精神障害者	19
IV 施策の体系化と相互連携	21
1.施策の体系	21
2.計画の全体像	22
3.施策の具体的な展開	23
基本目標1：ともに支え合い、ともに生きる	23
1-1 全ての人格と個性の尊重	23
1-2 身近な地域で包括的支援	24
基本目標2：社会参加に向けた自立の基盤づくり	25
2-1 情報バリアフリー	25
2-2 自立を支援するサービス	27
基本目標3：安心して育ち、働き、暮らせるまちづくり	29
3-1 健康な暮らしづくり	29
3-2 幼児保育・児童養育対策の充実	31
3-3 安心して暮らせるまちづくり	33

V	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画	37
1.	法令の根拠	37
2.	基本指針	38
1.	障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針	38
2.	基本指針見直しのポイント	38
3.	障害者総合支援法に基づくサービス体系	41
3.	成果目標の設定	43
1.	基本指針に基づく成果目標	43
2.	本村における成果目標	45
4.	障害福祉サービス等の目標	50
1.	訪問系サービス	50
2.	日中活動系サービス	51
3.	居宅系サービス	56
4.	相談支援	57
5.	障害児支援	59
6.	地域生活支援事業	62
7.	その他の障害者支援事業	66
VI	推進体制	68
1.	計画の推進体制	68
	<資料：用語解説>	69



I 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

真狩村では、平成19年3月に、[障害者基本法](#)^{*}に基づく「真狩村障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「第2期真狩村障害福祉計画」を策定し、その後、「支え合い かけがいのない一人ひとりの生き方を大切にする 真狩村」を基本理念とし平成24年3月に「第2期真狩村障害者計画」、「第3期真狩村障害福祉計画」を、総合的障害者施策の推進のために一体的に策定してきました。

しかしながら、様々な社会環境等の変化により、知的障害や精神障害のある人の増加に加えて、[高次脳機能障害](#)^{*}や[発達障害](#)^{*}のある人、さらには[難病](#)^{*}患者への支援の必要性が高まるなどその対象は大きく広がってきています。

こうした社会の動向を背景に、国では平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（[障害者総合支援法](#)^{*}）を制定し、障害者の範囲に[難病](#)^{*}を加えたほか、多様・複雑化する障害者福祉の課題の解決に向けて新たな福祉サービスを導入する等、社会生活を総合的に支援することとしました。

また、平成23年6月には、「障害者 虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（[障害者虐待防止法](#)^{*}）、同年7月には「[障害者基本法](#)^{*}」を改正し、差別禁止の中に「合理的配慮」という概念が新たに盛り込まれました。さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（[障害者差別解消法](#)^{*}）が成立し、続いて、平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約」（[障害者権利条約](#)^{*}）が批准され、改めて、障害のある人の人権を尊重することの重要性が浮かび上がってきています。

こうした障害者政策の変革期に向け、「第3期真狩村障害者計画及び第4期真狩村障害福祉計画」を新たに策定するとともに、平成30年度からの「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、令和3年度からの「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」において、国の制度改正や計画の進捗状況等を踏まえながら、あらゆる障害のある人が切れ目のない支援を受け、住み慣れた地域で自立して、自分らしくいきいきと生活していけるよう、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、基本理念と施策の方向性を示すとともに、具体的事業を体系化し、障害者施策の総合的な展開を図ります。



2. 計画策定の背景

障害者虐待防止法の施行

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障害者虐待の防止に向けた取り組みを推進するため、平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成24年10月から施行されました。

この法律では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

障害者基本法の改正

平成23年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月から施行されています。この法律では、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現すること」が規定されています。

障害者総合支援法の施行

障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。この法律では、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されなければならない」という理念の下に、障害の範囲に難病[※]等を加えたのをはじめとして、障害支援区分の創設、[グループホーム](#)[※]とケアホームの一元化、重度訪問介護の対象の拡大、医療型短期入所制度の導入等の新たな障害者施策が示されています。

障害者優先調達推進法の施行

国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等が供給する物品等を優先的に購入することに努め、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の自立を促進するため、平成24年6月「国等による障



「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、平成25年4月から施行されました。

子ども・子育て関連3法の施行

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行されました。

障害児について、「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。

障害者差別解消法の施行

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月より施行されました。この法律では、国・地方公共団体・民間事業者に対して、障害があるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障害者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止しています。

障害者雇用促進法の改正

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成28年4月より施行されることとなります。この法律では、雇用の分野において、障害者に対して障害を理由に差別的扱いをすることが禁止されるとともに、[法定雇用率](#)[※]の算定に精神障害者を加えることが明記されています。

障害者基本計画（第3次）の策定

平成25年9月、国の障害者基本計画（第3次）（平成25年度から平成29年度）が策定されました。この計画では、障害者基本法の改正を踏まえて、施策の基本原則を見直し、地域における共生、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重が明記されています。

また、新たに取り組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。



障害者権利条約の批准

平成18年12月、国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、平成20年5月に発効しました。

我が国は、平成19年9月に同条約に署名し、締結に向けた国内法の整備を進め、障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されました。

このような国内法の整備を経て、国は平成26年1月、障害者権利条約を批准しました。この条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定しています。

第4期障害福祉計画の基本指針

平成26年に策定される第4期障害福祉計画については、国の基本指針の中で、[PDCAサイクル](#)^{*}を導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行支援」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行促進」、「障害児支援体制の整備」、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の施策を推進していくこととされています。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本指針

平成29年に策定される第5期障害福祉計画については、平成28年の児童福祉法の改正により障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定めることとされています。

また、「地域共生社会の実現のための規定整備」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「発達障害者支援の一層の充実」等について計画に盛り込むこととされています。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針

令和2年に策定される第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画については、基本的理念として「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」等が規定されたほか、新たに「相談支援体制の充実に向けた体制の確保」、「障害福祉サービスの質の向上を図るための体制の構築」等について市町村計画に盛り込むこととされています。



3. 計画の位置付け

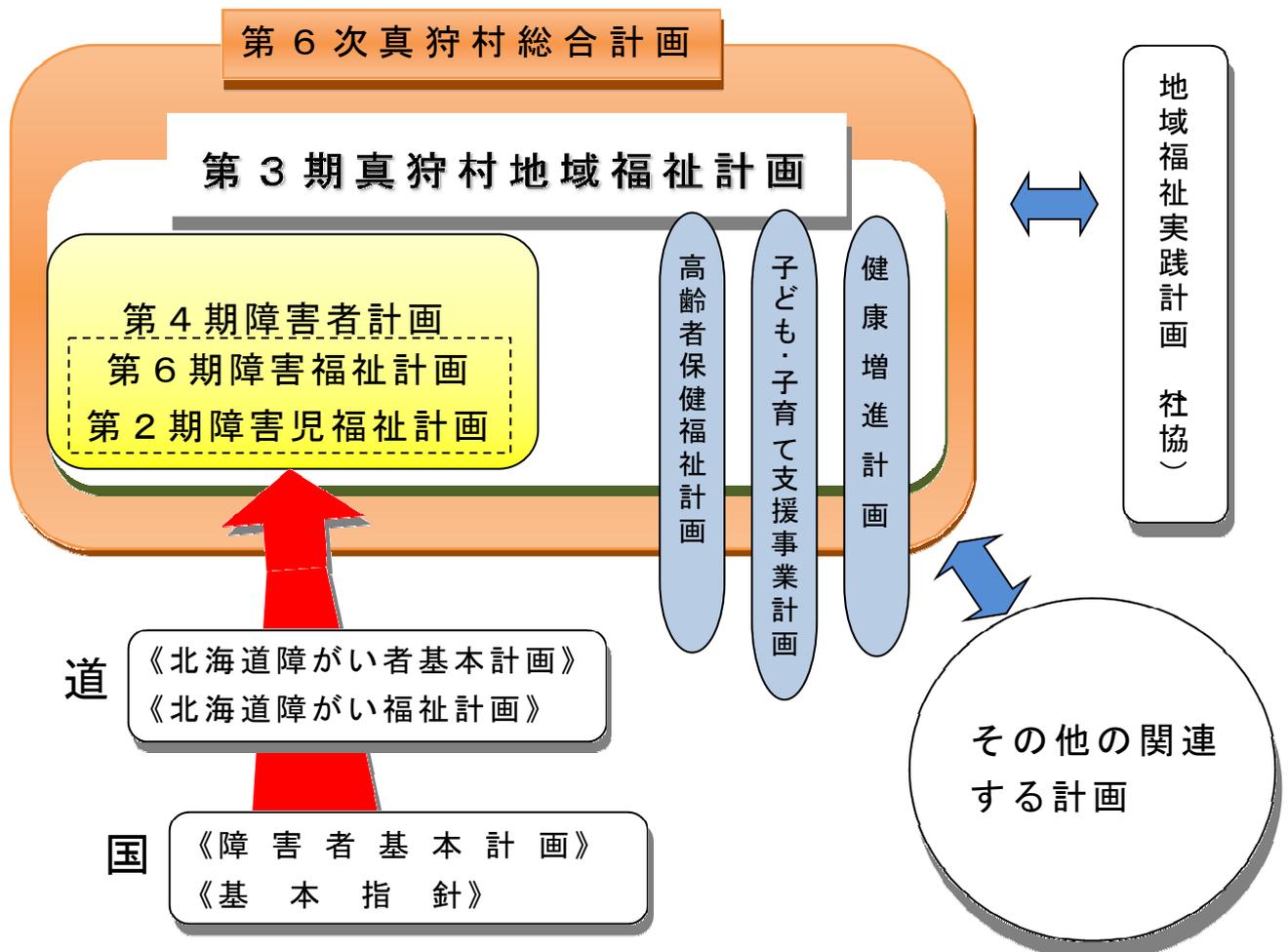
この障害者計画は、[障害者基本法](#)[※]第11条第3項に基づき、本村の障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画であり、「第6次総合計画」及び「第3期地域福祉計画」における障害者施策の個別計画として位置付けられるものです。

なお、本計画は[障害者総合支援法](#)[※]第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的な計画として策定するものです。

(参考：障害者基本法第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者計画のイメージ図

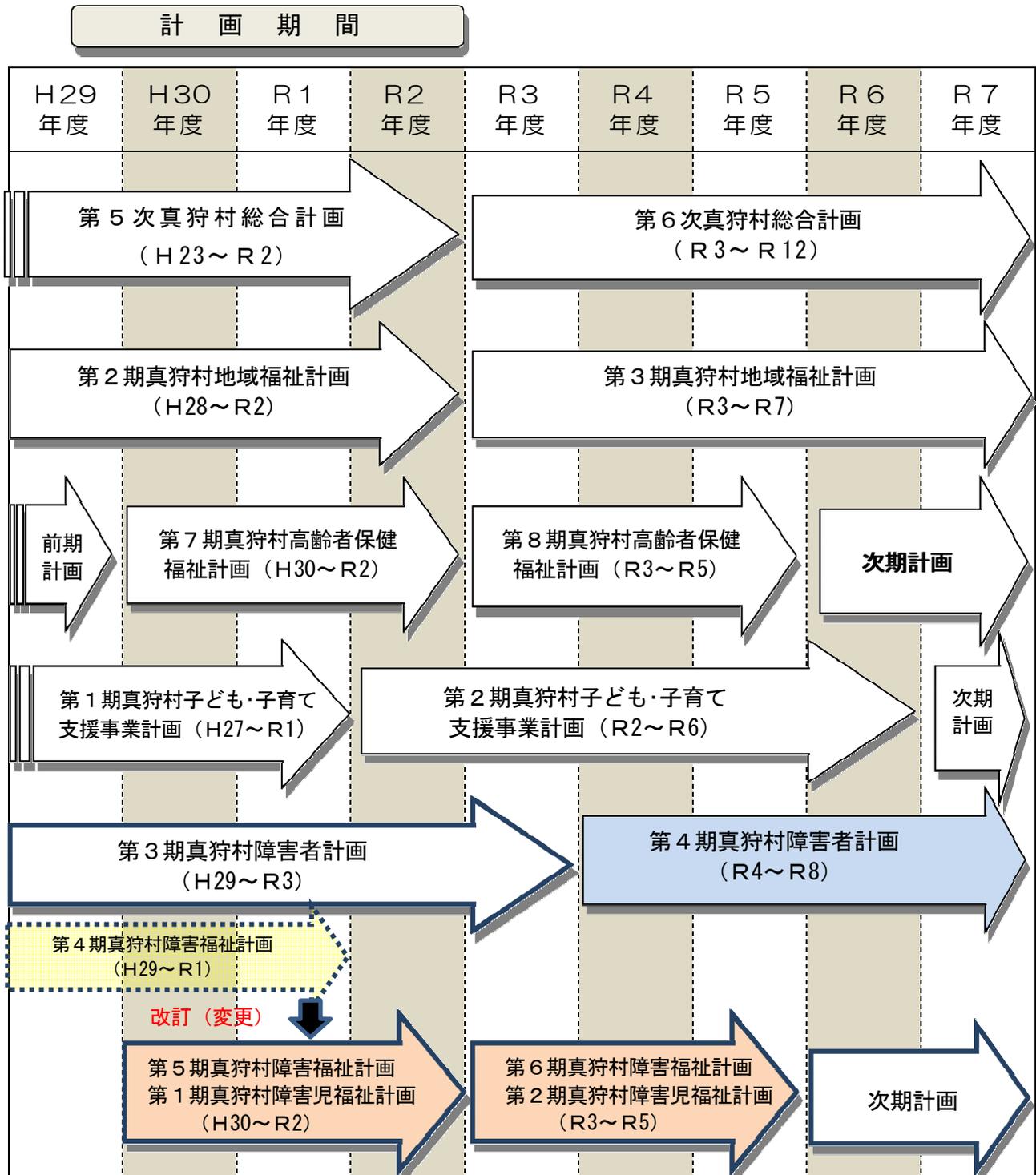




4. 計画の期間

第4期真狩村障害者計画は、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、真狩村障害福祉計画及び真狩村障害児福祉計画は定期的な調査・分析及び評価が必要なことから、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。





5. 対象とする障害者

この計画において対象とする障害者とは、『身体障害、知的障害、精神障害（[発達障害](#)^{*}を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。（[障害者基本法](#)^{*}第2条より抜粋）』と定義されており、次の者とします。

身体障害とは

身体障害者福祉法別表に定める身体上の障害があり、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長により手帳が交付された者。

障害の種類（いずれも、一定以上で継続することが要件とされている）

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・ 肝臓の機能の障害

障害の程度

上記に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

（7級の障害は、単独では交付対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となる。）

知的障害とは

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長から療育手帳が交付された者。

障害の程度及び判定基準

重度（A）とそれ以外（B）に区分

◆重度（A）の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - 異食、興奮などの問題行動を有する。

- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

◆それ以外（B）の基準

重度（A）のもの以外



精神障害とは

一定の精神障害の状態にあることを認定し、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事又は指定都市市長より精神障害者保健福祉手帳が交付された者。

交付対象者

何らかの精神疾患（てんかん、[発達障害](#)^{*}などを含みます）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象としています。

対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- 統合失調症
- うつ病、そううつ病などの気分障害
- てんかん
- 薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症
- [高次脳機能障害](#)^{*}
- 障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- その他の精神疾患（ストレス関連障害等）など

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。

- 1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を経由して、都道府県知事に申請する。

手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日となっており、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

難病とは

平成25年4月に施行された[障害者総合支援法](#)^{*}により、障害者の範囲に[難病](#)^{*}等（対象疾病366種<令和3年11月>）が加わり、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等^{*}の受給が可能となった。

〔^{*} 障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、[補装具](#)^{*}及び地域生活支援事業。
障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。〕

申請手続き

対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、市区町村で支給申請し、障害支援区分の認定や支給認定等により必要と認められたサービスを利用できる。



II 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本方針

[障害者基本法](#)^{*}第1条では、全ての国民は障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとされています。

この計画では障害のある人もない人も、すべての住民がお互いを尊重し、相互の協力と支え合いのもとに、自己選択と自己決定ができ、障害者が自立とあらゆる社会活動へ参加し、責任を分かち合って生活する共生社会を目指していきます。

そのためには、すべての住民が障害者福祉について関心や理解を深めるとともに、障害のある人が、それぞれの地域生活に応じ最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として、自分らしく生きていけるよう、行政の責務を明らかにするとともに地域全体で支援する社会づくりが大切です。

真狩村は、引き続き「支え合い かけがえのない一人ひとりの生き方を大切にする 真狩村」を基本理念として、障害のある人をはじめとしてすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた総合的な施策を推進します。

基本 理念

『支え合い かけがえのない一人ひとりの
生き方を大切にする 真狩村』





2. 基本的視点

この計画は次の3つの基本的視点に立って、障害者施策を推進します。

基本的視点 1 人権の尊重

障害を理由とした差別や偏見を解消し、障害のある人全てが、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられる、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、ともに生きる社会を作ります。

基本的視点 2 自己決定の尊重

障害がある人が“自分のことは自分自身で決める”主体性をいつも持ち、自分らしく生きられる社会を作ります。

基本的視点 3 ライフステージに応じた支援

障害児を育てる家族が、育児への不安や困難を感じることなく、地域の支えあいの中で安心して暮らすことができるように、それぞれの[ライフステージ](#)^{*}に一貫した支援体制の整備をしていきます。



3. 基本目標

この計画では、基本理念、基本的視点を踏まえて、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 ともに支え合い、ともに生きる地域づくり

すべての人に障害福祉に関する理解と協力を促すため、あらゆる機会や情報媒体を通じた意識の啓蒙・啓発活動に努め、障害のある人に対する差別や偏見を持つことなく、人権の尊重という観点に立った地域社会にしていきます。

また、障害のある人への虐待の防止、早期発見及びそれらの迅速な対応に努め、障害のある人及びその家族等の人権を擁護する施策を積極的に展開していきます。

障害のある人もない人も、ともに支え合い、協力し合って生きることのできる地域づくりを引き続き進めていきます。

基本目標 2 社会参加に向けた自立の基盤づくり

障害のある人が、生涯にわたって、地域で自立して生活していくためには、各種の福祉サービスや関係機関等の支援だけではなく、保健・医療・福祉の連携を緊密化した総合的なサービス提供体制の構築が必要です。また、自分に適したサービスを自ら選択できる仕組み作りのために、各種サービスについての情報提供をはじめとした支援体制の整備に努め、身近なところで気軽にサービスに関する相談ができるよう、専門職員のスキルアップと優良なサービスを提供する事業者の養成を図り、自立に向けた基盤づくりに努めます。さらに、地域の人々の協力体制を充実させ、ボランティア等の発掘・育成により地域生活の支援を図っていきます。

障害のある人の障害の種別や程度に十分配慮して、その人に合った情報提供の方法や伝達手法等について工夫し、相談等に柔軟に対応ができるよう、行政をはじめ関係職員の意識改革と途切れることのない質の高いサービスを身近で安心して受けられるよう図っていきます。



基本目標 3 安心して育ち、働き、暮らせるまちづくり

障害のある人が社会生活を送る中で、障害のない人と違う扱いを受けないよう、その人の障害に合った必要な工夫ややり方が必要になってきます。

乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない支援を障害のある児童及びその家族に提供するため、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等、又は障害福祉サービスなどを円滑に利用できるよう必要な支援を行うとともに、特別支援教育の推進体制を構築します。

さらに、障害のある人がその人の適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、総合的な就労支援を実施します。また、障害のある人が円滑にスポーツ、レクリエーション又は文化芸術活動を行うことができる環境づくりに努め、それぞれのライフステージ^{*}の課題に対応しながら、きめ細やかな支援により障害のある人が社会のさまざまな分野で活躍できる地域社会を目指します。

さらに、バリアフリー化^{*}、ユニバーサルデザイン^{*}化の視点に立ったまちづくりを推進し、障害のある人が、地域の中で、いきいきと活動でき、移動の自由が確保されることで施設が利用しやすいものとなっていることが重要です。

また、障害のある人が、災害時に直面する困難に対して、地域の人々と関係機関が一体となった支援体制を構築するとともに、防犯についても取り組みを強化して地域の中で安心して生活できるようにします。



Ⅲ 現状と問題点の把握

1. 人口構造

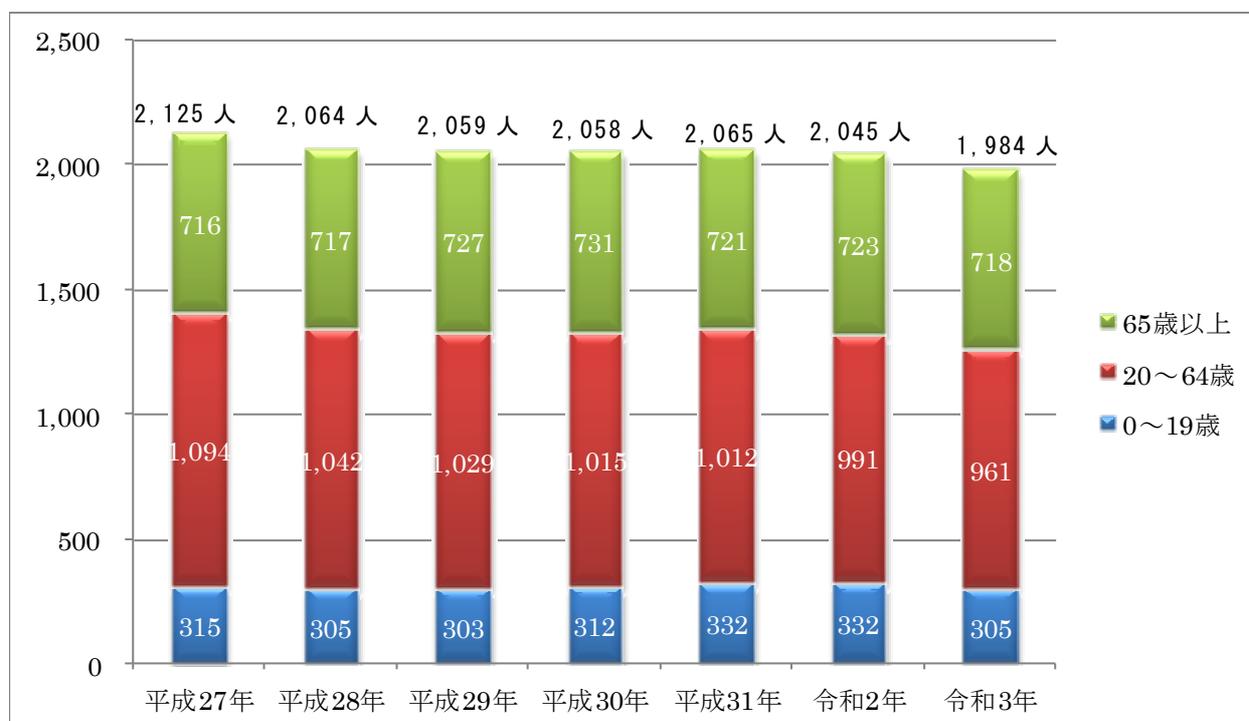
人口の減少と少子高齢化の進展は経済、産業、財政のあらゆる面に大きな影響を与えると予想されております。真狩村でも人口は微減を続けるなか、高齢者人口は増加しており高齢化がすすんでいます。これは、地域での働き手となる生産年齢人口が減少しているといえます。

○真狩村の人口推移

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
総人口	2,125人	2,064人	2,059人	2,058人	2,065人	2,045人	1,984人
増減数	△22人	△61人	△5人	△1人	7人	△19人	△61人
世帯数	931世帯	919世帯	927世帯	942世帯	953世帯	957世帯	950世帯
増減数	△1世帯	△12世帯	8世帯	15世帯	11世帯	4世帯	△7世帯
65歳以上	716人	717人	727人	731人	721人	723人	718人
高齢者比率	33.7%	34.7%	35.3%	35.5%	34.9%	35.3%	36.2%

資料：住民基本台帳 3月31日現在

○年齢階層別の人口推計





2. 障害者の状況

1) 身体障害者

1-1 身体障害者手帳所持者数の推移

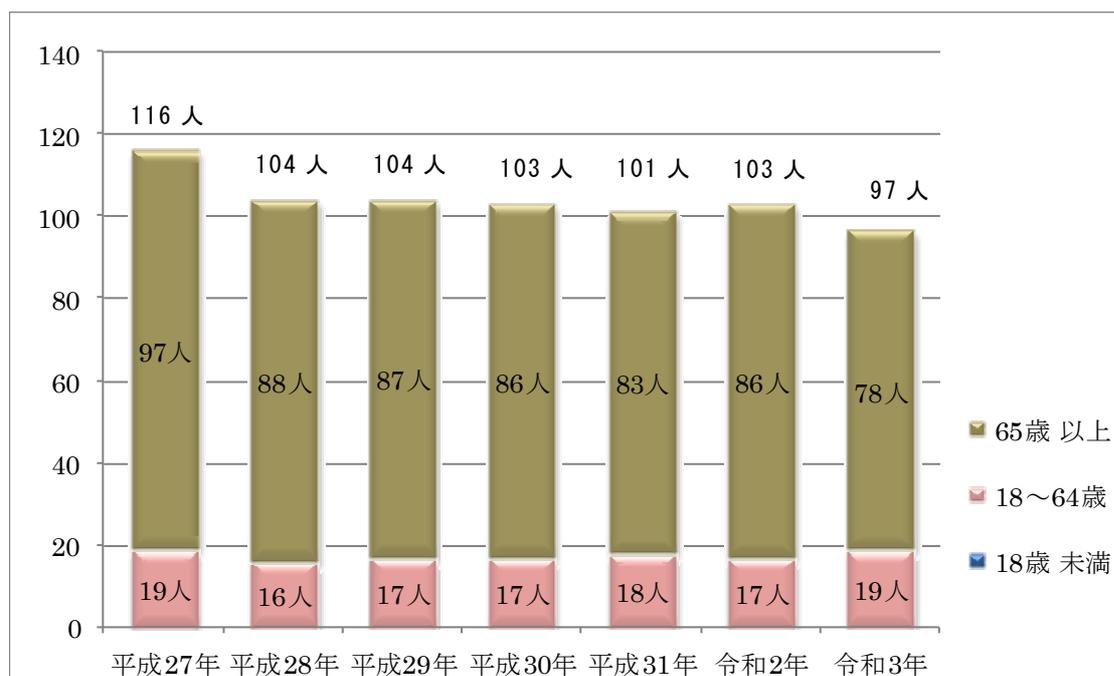
身体障害者手帳所持者数は緩やかに減少しており、令和3年4月1日現在97名となっています。手帳所持者の多くの年齢は中年層から高齢者層へ年齢がシフトしているほか、高齢者特有の疾病により障害になることが多くなっているといえます。

○身体障害者手帳所持者数の推移

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
総人口	2,125人	2,064人	2,059人	2,058人	2,065人	2,046人	1,984人
身体障害者数	116人	104人	104人	103人	101人	103人	97人
18歳未満	-	-	-	-	-	-	-
18～64歳	19人	16人	17人	17人	18人	17人	19人
65歳以上	97人	88人	87人	86人	83人	86人	78人
障害者手帳交付比率	5.5%	5.0%	5.1%	5.0%	4.9%	5.0%	4.9%

資料：住民基本台帳3月31日、真狩村身体障害者手帳交付台帳4月1日現在

○年齢別身体障害手帳所持者数の推移





1-2 身体障害の種類別所持者数の推移

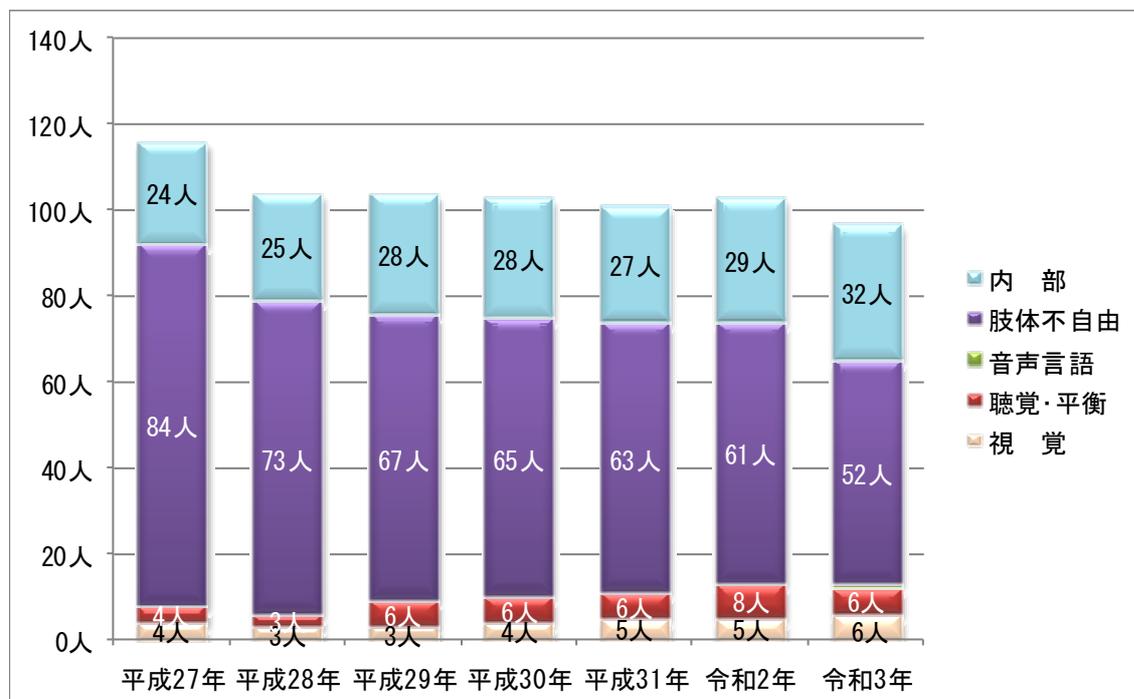
障害の種類別では「肢体不自由」の交付数が大半を占め、令和3年の障害事由をみても変形性関節症や脳疾患等による機能障害によるものが52人で最も多く、次にペースメーカー、腎機能障害等を事由とした内部障害が32人、視覚障害及び聴覚（平衡機能）障害が6人と続いております。

○障害者の種類別交付数の推移

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
視覚障害	4人	3人	3人	4人	5人	5人	6人
聴覚(平衡機能)障害	4人	3人	6人	6人	6人	8人	6人
音声言語障害	-	-	-	-	-	-	1人
肢体不自由	84人	73人	67人	65人	63人	61人	52人
内部障害	24人	25人	28人	28人	27人	29人	32人
合計	116人	104人	104人	103人	101人	103人	97人

資料：真狩村身体障害者手帳交付台帳 4月1日現在

○障害の種類別所持者数



Ⅲ 現状と問題点の把握



1-3 身体障害者程度等級別所持者数の推移

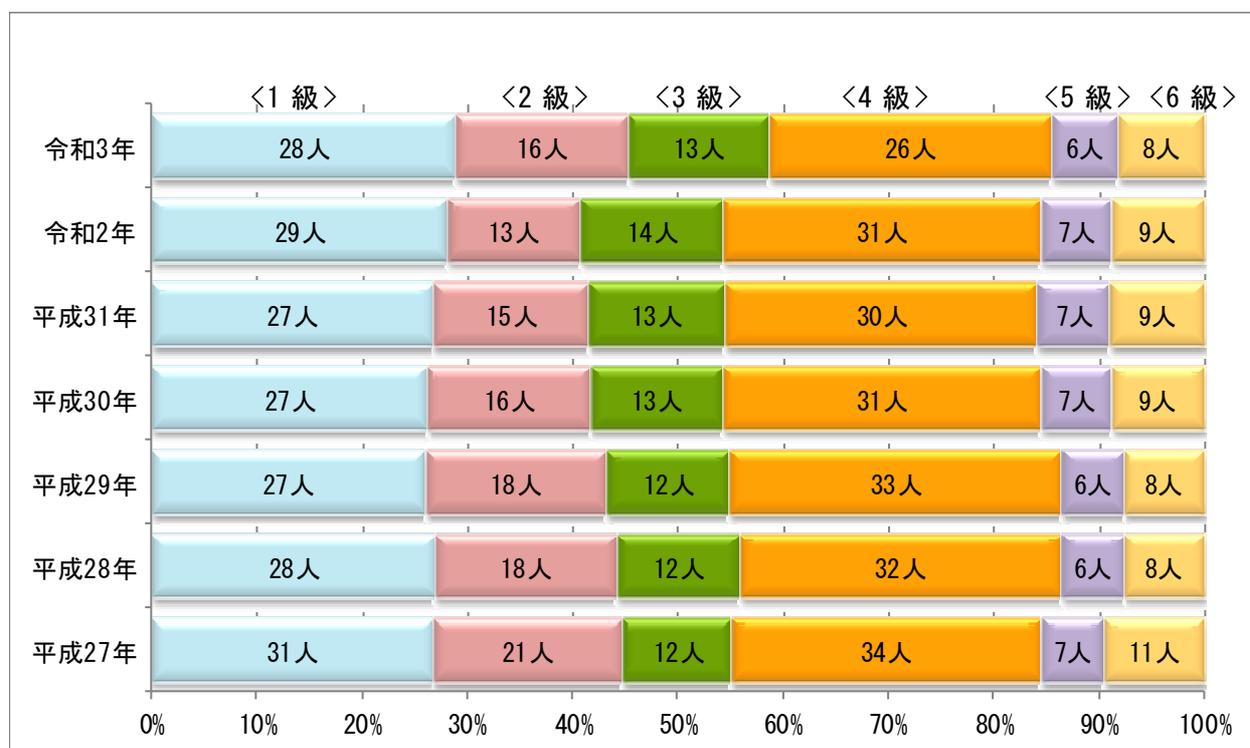
障害者程度等級では2級及び4級は減少傾向にありますが、ほかの級は概ね横ばいで推移しています。令和3年では障害の程度が重い1級、2級は50%近くを占めています。

○障害程度等級別所持者数の推移

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
1級	31人	28人	27人	27人	27人	29人	28人
2級	21人	18人	18人	16人	15人	13人	16人
3級	12人	12人	12人	13人	13人	14人	13人
4級	34人	32人	33人	31人	30人	31人	26人
5級	7人	6人	6人	7人	7人	7人	6人
6級	11人	8人	8人	9人	9人	9人	8人
合計	116人	104人	104人	103人	101人	103人	97人

資料：真狩村身体障害者手帳交付台帳 4月1日現在

○障害程度等級別の構成比率



Ⅲ 現状と問題点の把握



1-4 令和3年度身体障害者手帳所持者数

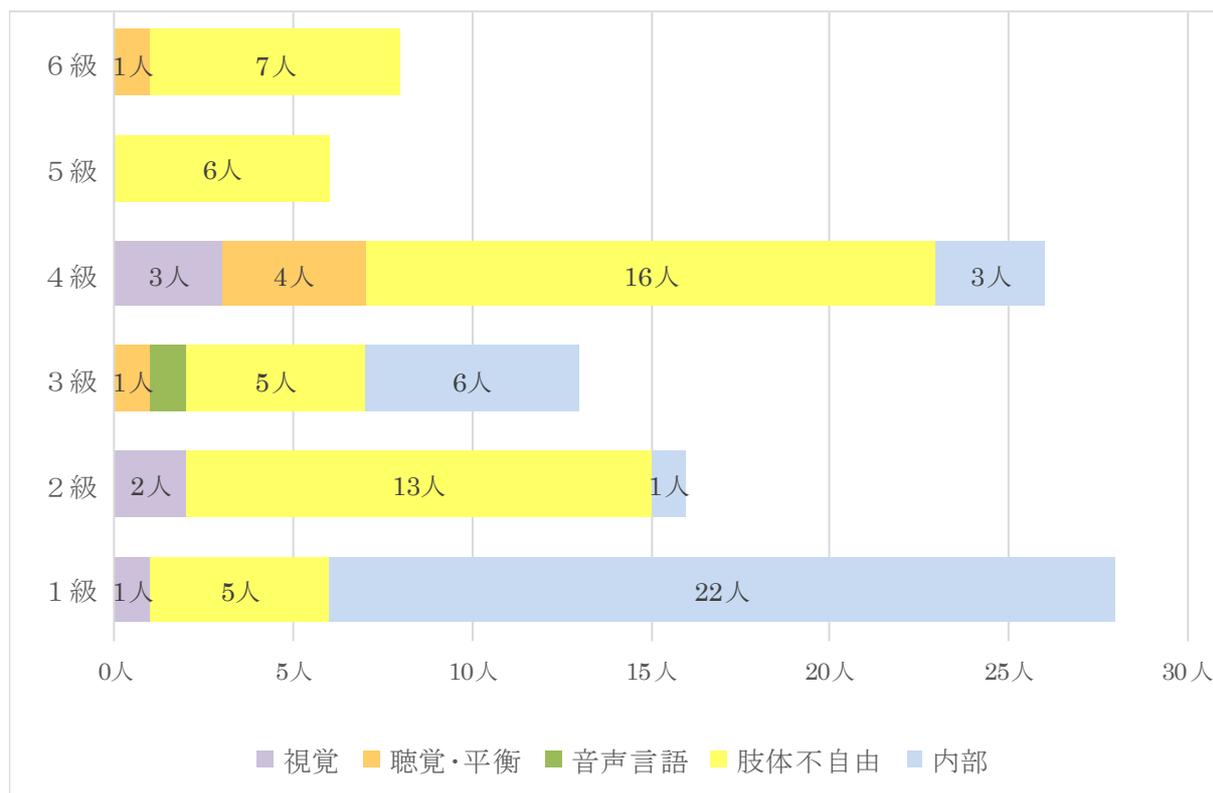
現在の身体障害者手帳所持者数の約80%が65歳以上であり、肢体不自由による障害が半数以上を占めています。1級は心臓疾患、腎機能疾患などの内部障害、2級以下は疾病等による肢体不自由による障害種別が多くなります。

○令和3年度障害者手帳所持者の内訳

年齢区分	障害種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	視覚障害							
	聴覚・平衡							
	音声言語							
	肢体不自由							
	内部障害							
小計								
18歳～64歳	視覚障害				1人			1人
	聴覚・平衡			1人				1人
	音声言語							
	肢体不自由	1人	4人	1人	2人	1人	4人	13人
	内部障害	3人		1人				4人
小計		4人	4人	3人	3人	1人	4人	19人
65歳以上	視覚障害	1人	2人		2人			5人
	聴覚・平衡				4人		1人	5人
	音声言語			1人				1人
	肢体不自由	4人	9人	4人	14人	5人	3人	39人
	内部障害	19人	1人	5人	3人			28人
小計		24人	12人	10人	23人	5人	4人	78人
合計		28人	16人	13人	26人	6人	8人	97人

資料：真狩村身体障害者手帳交付台帳 4月1日現在

○障害程度別の障害種類の内訳





2) 知的障害者

2-1 療育手帳所持者数の推移

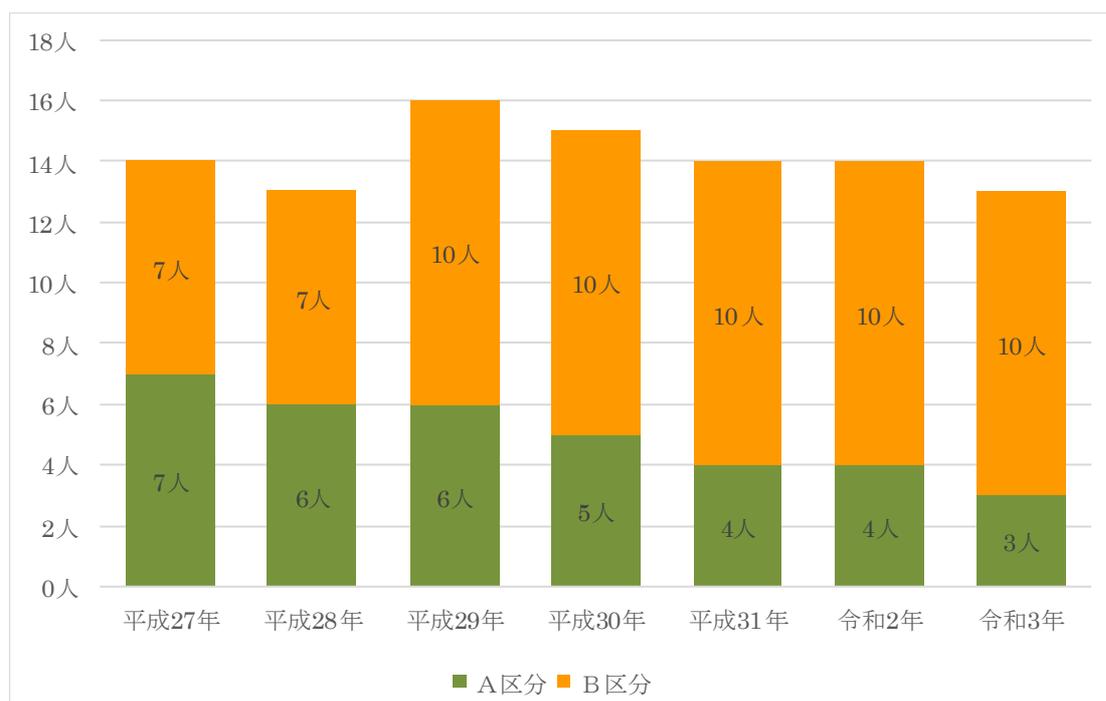
療育手帳所持者は、増減しながらも概ね15人程度で推移しています。令和2年に新規申請により1人に手帳を交付しています。また、平成29年以降に死亡、転出により4人の喪失となっています。

○療育手帳所持者数の推移

		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	
総人口		2,125人	2,064人	2,059人	2,058人	2,065人	2,046人	1,984人	
18歳未満	A	-	-	-	-	-	-	-	
	B	-	-	2人	2人	2人	1人	1人	
	18～64歳	A	6人	5人	5人	4人	4人	4人	4人
		B	6人	6人	7人	7人	7人	8人	8人
	65歳以上	A	1人	1人	1人	1人	-	-	-
		B	1人	1人	1人	1人	1人	1人	-
知的障害者手帳所持者数	A	7人	6人	6人	5人	4人	4人	4人	
	B	7人	7人	10人	10人	10人	10人	9人	
	合計	14人	13人	16人	15人	14人	14人	13人	
知的障害者手帳所持比率		0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	

資料：真狩村療育手帳交付台帳 4月1日現在

○知的障害程度別所持者数の推移





3) 精神障害者

3-1 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増減しながらも概ね10人程度で推移しています。しかし、申請をしていない人でも精神疾患の治療のため精神医療の支給認定を受け継続的に治療にしている人も多くいます。

○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
総人口		2,125人	2,064人	2,059人	2,058人	2,065人	2,046人	1,984人
18歳未満	1級							
	2級							
	3級							
18～64歳	1級	1人	1人	2人	2人	1人	1人	2人
	2級	6人	5人	4人	4人	3人	4人	4人
	3級	-	-	-	-	-	1人	1人
65歳以上	1級	1人	1人	1人	2人	2人	1人	1人
	2級	2人	3人	3人	3人	3人	2人	2人
	3級	1人	1人	1人	-	-	1人	1人
精神障害者保健福祉手帳保持者数	1級	2人	2人	3人	4人	3人	2人	3人
	2級	8人	8人	7人	7人	6人	6人	6人
	3級	1人	1人	1人	-	-	2人	2人
	合計	11人	11人	11人	11人	9人	10人	11人
精神障害者保健福祉手帳所持比率		0.2%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%

資料：真狩村精神障害者保健手帳交付台帳 4月1日現在

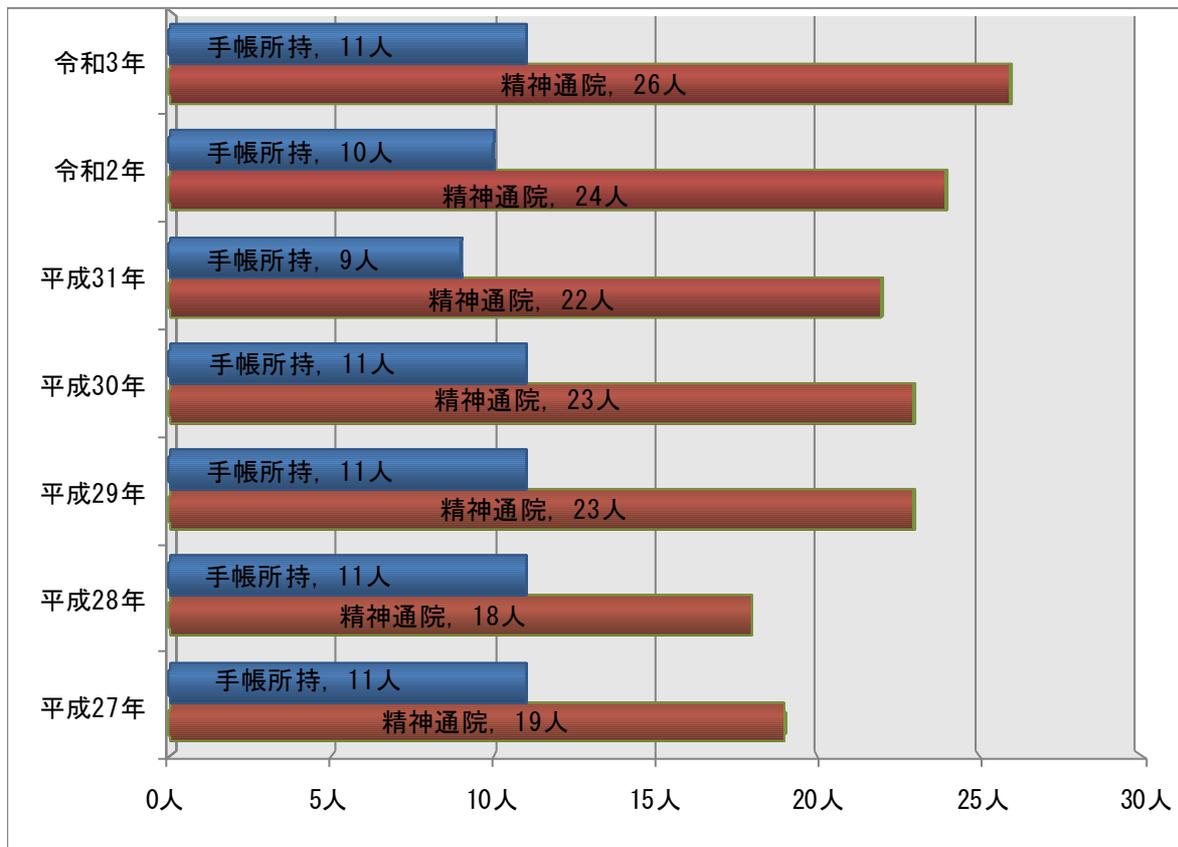
○自立支援医療[※]（精神通院）受給者証所持者の推移

		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
18歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
18～64歳	14人	11人	15人	15人	13人	15人	18人	
65歳以上	5人	7人	8人	8人	9人	9人	8人	
自立支援医療受給者証保持者	19人	18人	23人	23人	22人	24人	26人	

資料：真狩村自立支援医療費（精神通院）交付台帳ほか



○精神障害者福祉手帳、自立支援医療^{*}（精神通院）受給者証所持者の推移





IV 施策の体系化と相互連携

1. 施策の体系

基本目標 1 : とともに支え合い、ともに生きる

1-1 すべての人格と個性の尊重	1) 啓発活動の推進 2) 権利擁護施策の充実 3) 社会的障壁の合理的配慮の促進 4) 計画・政策への参画の促進
1-2 身近な地域での包括的支援	1) 福祉教育 *・学習の充実 2) 地域交流による学習機会の拡大 3) ボランティア育成・養成 4) 福祉連携のネットワーク化 5) 障害者団体の活動支援

基本目標 2 : 社会参加に向けた自立の基盤づくり

2-1 情報 バリアフリー *	1) 正確な情報等の提供 2) 情報 アクセシビリティ *の充実 3) 相談支援体制の充実
2-2 自立を支援するサービス	1) 在宅福祉サービスの充実 2) 経済的支援 3) 日中活動の充実 4) サービスの質の向上 5) 人材の育成

基本目標 3 : 安心して育ち、働き、暮らせるまちづくり

3-1 健康な暮らしづくり	1) 心とからだの健康づくり 2) 医療・ リハビリテーション * 3) 療育支援の充実
3-2 幼児保育・児童養育対策 の充実	1) 障害児保育の充実 2) インクルーシブ教育 *システムの構築 3) 学校教育の充実 4) 放課後支援の充実
3-3 安心して暮らせる まちづくり	1) 暮らしやすいまちづくりの推進 2) 防災・防犯対策の充実 3) 雇用・就労の促進 4) スポーツ・レクリエーション活動、 芸術活動の充実



2. 計画の全体像

基本
理念

『**支え合い** **かけがえのない一人ひとりの**
生き方を大切にする 真狩村』

基本的視点 1 人権の尊重

基本的視点 2 自己決定の尊重

基本的視点 3 ライフステージに応じた支援

《基本目標 1》
ともに支え合い、
共に生きる

- 【1-1】
すべての人格と
個性の尊重
- 1) 啓発活動
 - 2) 権利擁護施策の充実
 - 3) 社会的障壁の合理的配慮の促進
 - 4) 計画・政策への参画の促進

- 【1-2】
身近な地域での
包括的支援
- 1) **福祉教育**※・学習の充実
 - 2) 地域交流による学習機会の拡大
 - 3) ボランティア育成・養成
 - 4) 福祉連携のネットワーク化
 - 5) 障害者団体の活動支援

《基本目標 2》
社会参加に向けた
自立の基盤づくり

- 【2-1】
情報バリアフリー
- 1) 正確な情報等の提供
 - 2) 情報**アクセシビリティ**※
の充実
 - 3) 相談支援体制の充実

- 【2-2】
自立を支援する
サービス
- 1) 在宅福祉サービスの充実
 - 2) 経済的支援
 - 3) 日中活動の充実
 - 4) サービスの質の向上
 - 5) 人材の育成

《基本目標 3》
安心して育ち、働き、
暮らせるまちづくり

- 【3-1】健康な暮らしづくり
- 1) 心とからだの健康づくり
 - 2) 医療・**リハビリテーション**※
 - 3) 療育支援の充実

- 【3-2】幼児保育・児童養育
対策の充実
- 1) 障害児保育の充実
 - 2) **インクルーシブ教育**※
システムの構築
 - 3) 学校教育の充実
 - 4) 放課後支援の充実

- 【3-3】安心して暮らせる
まちづくり
- 1) 暮らしやすい
まちづくりの推進
 - 2) 防災・防犯対策の充実
 - 3) 雇用・就労の促進
 - 4) スポーツ・レクリエーション
活動、芸術活動の充実



3. 施策の具体的な展開

基本目標 1 : とともに支え合い、ともに生きる

1-1 すべての人格と個性の尊重

障害のある人が生涯にわたって社会の一員としてその尊厳を尊重され、暮らし続けるためには、自己の意思を自己で決定できることを支援するとともに、障害のあることを理由に差別されることのない安心して暮らしていける地域の仕組みを構築する必要があります。そのために障害のある人の人権擁護という観点から、関係する法律や条約について、広く住民に周知し、障害のある人への理解を深めていくことが重要であり、障害があることで不利益な取扱いを受けることのない社会が求められています。

障害のある人に対する虐待は、家庭、職場、施設など、社会生活のさまざまな場面において行われる恐れがあり、その類型も、身体的なものに限らず、心理的、経済的、性的、放置・放任などさまざまです。そのため、虐待を未然に防ぐための取り組み及び虐待の早期発見、発見時の迅速な対応が強く求められています。

また、障害のある人が自分で決められることは自分で決め、援助が必要な部分は援助者に補ってもらうことで、自らの権利を適切に行使できるよう、[成年後見制度](#)[※]や[日常生活自立支援事業](#)[※]等の利用支援が求められています。

具体的な事業

施策区分	具体的事業
1) 啓発活動の推進	「 障害者週間 」 [※] の啓発
	「広報まっかり」への掲載
	インターネットを利用した啓発活動
2) 権利擁護施策の充実	成年後見制度 [※] の利用の促進
	日常生活自立支援事業 [※] の活用
3) 社会的障壁の合理的配慮の促進	虐待防止への対応強化
	差別の解消の推進
4) 計画・政策への参画の促進	福祉関連計画への参画促進
	アンケート調査等の実施



1-2 身近な地域で包括的支援

近年、ノーマライゼーション^{*}理念が普及し、障害のある人への理解は着実に進んでいますが、制度的、文化的、意識上等の中で社会的な不利益（ハンディキャップ）を被っている人はまだ多くいます。そうした支援を必要とする人々に偏見を持たず、多様性を認めあい、地域社会の一員として受け入れ、支え合う意識を持つ人々が多くなっていくよう、一層の理解の広まりや深まりが期待されています。

それには、各種イベントへの参加促進を図るとともに、障害の有無にかかわらず身近な場所で、気軽に集まり、相談し合えるような交流の場や機会を提供することが課題であり、相互理解を深めるための学習機会の拡大にもつながります。また、小中学校においては、福祉教育^{*}を推進するとともに、ボランティア等の体験学習の充実や学校、家庭、地域との連携による人権教育の推進に努めます。

障害のある人が、自立して生活していくためには、地域での福祉活動を支援するボランティアなどの発掘・育成とその確保に努めることが重要であるとともに、ボランティアの活動をつなぐ、コーディネート機能の充実が求められることとなります。さらに、障害のある人やその家族が運営している障害者団体の活動を活発化させるため、各種団体や関係機関との福祉連携ネットワークづくりを構築していくことも大切な課題のひとつです。

具体的な事業

施策区分	具体的事業
1) <u>福祉教育</u> [*] ・学習の充実	学習指導要領に基づく福祉教育の推進
	人権教育の推進
	福祉に関する講話の開催
2) 地域交流による学習機会の拡大	福祉法人・団体イベントの支援
	生涯学習による学習・地域交流の支援
3) ボランティア育成・養成	民生委員・児童委員活動の支援
	住民活動拠点の充実
4) 福祉連携のネットワーク化	福祉関連機関のネットワーク支援
	福祉団体間の交流の活性化支援
5) 障害者団体の活動支援	障害者団体への助成



基本目標 2：社会参加に向けた自立の基盤づくり

2-1 情報のバリアフリー

障害のある人にとって、必要な情報が必要な時に容易にかつ的確に得られなければ自分に最もふさわしいサービスを選択できるものではありません。そのためには、サービスそのものの情報や各サービス提供事業者などの評価についての情報など、必要な時に必要な情報が入手できなくてはなりません。

そのためには障害の種類や程度及び特性などに対応した情報伝達、障害者が入手し易い媒体手段を考慮する必要があります。視覚や聴覚又は言語に障害のある人に対しても情報を入手する際に障壁を作らず正確に提供できる配慮が必要です。また、インターネットの普及により、障害のある人も必要な情報を容易に入手できる環境が整っています。こうした情報提供の手段を活用できるよう環境の整備やパソコン操作などの支援をしていくことが重要な課題です。

障害のある人が社会生活や人間関係を円滑に進めるためには、情報の共有化や正確な情報の提供等による相互理解が重要です。そのため、手軽に必要な情報を入手できるよう、各種情報提供の充実を図り、情報の**バリアフリー**^{*}化を推進します。障害のある人やその家族が、日常の悩みや不安を解消するために気軽に利用できるよう、羊蹄山麓障害者相談支援事業による計画相談支援の周知と利用促進と地域活動支援センターの活用による相談・支援の充実を図ります。

さらに、障害のある人やその家族による**ピアカウンセリング**^{*}事業を充実していきます。





具体的な事業

施策区分	具体的事業
1) 正確な情報等の提供	「広報まっかり」の充実
	「まっかり暮らしのガイドブック」の更新、配布
	インターネットを活用した情報提供
	障害者用図書等の充実
2) 情報 アクセシビリティ [*] の充実	アクセシビリティに配慮したウェブサイトの作成
	手話通訳者の派遣
	日常生活用具給付等事業 [*] の活用
	パソコン講習会等の参加促進
3) 相談支援体制の充実	相談支援体制の構築
	相談支援専門員の確保
	福祉関係職員の研修支援
	ピアカウンセリング [*] による支援
	身体障害者相談員 [*] 及び 知的障害者相談員 [*] の活用
	羊蹄山麓障害者相談支援事業の活用
	羊蹄山ろく発達支援センター事業の活用
	地域活動支援センターの活用





2-2 自立を支援するサービス

障害のある人が福祉サービスを利用する場合、サービス事業者との契約が必要であり、そのためには本人や家族の希望に沿った保健・福祉・医療の総合的なケアマネージメント[※]（ケアプラン作成）が必要になります。障害の種別や程度にあった適切なサービスが受けられるよう、重要事項、サービス提供計画の内容、サービス情報の説明など事業者徹底し、サービスの質の向上を図ることが必要です。また、事業者の苦情解決の責務を明確化することが課題です。

様々な在宅福祉サービスは、自立する安心した生活を営むためには効果的な活用が必要となってきます。村では、障害のある人のために、ホームヘルパーの派遣や日常生活の援助を行うとともに、これからも地域福祉計画などに基づく計画的な福祉サービスの確保に努めていきます。また、公的サービスだけではなくインフォーマル（非制度的）ケアサービス[※]等を結びつけた効果的なサービス援助、地域住民と行政とが協働したサービス提供ができるように基盤整備に努めます。

また、障害のある人の経済的自立とその家庭の生活の安定を図るため、所得保障制度の動向等を踏まえながら、村独自の福祉手当や施設通所交通費助成事業の支給等経済的支援に努めます。





具体的な事業

施策区分	具体的事業
1) 在宅福祉サービスの充実	訪問系サービスの提供
	介護給付サービスの提供
	補装具 [※] 給付
	日常生活用具給付等事業 [※] （再掲）
	移動支援（給付）の提供
	福祉タクシー利用助成事業
	羊蹄山ろく障害支援区分認定審査会の共同設置
2) 経済的支援	福祉手当支給
	施設通所交通費助成事業
	生活福祉資金貸付事業（社協）
	愛情金庫貸付（社協）
3) 日中活動の充実	介護給付の提供（再掲） ・療養介護/生活介護の充実
	訓練等給付の提供 ・自立訓練（機能訓練/生活訓練）の充実 ・就労移行支援の充実 ・就労継続支援（A型、B型）の充実
	地域活動支援センターの活用（再掲）
	民間施設の運営支援
	移動手段の充実 ・移動支援事業（地域生活支援事業） ・福祉バス運行事業 ・福祉タクシー利用助成事業（再掲）
4) サービスの質の向上	相談支援専門員等の確保（再掲）
	苦情解決のマニュアル作成
5) 人材の育成	福祉関係職員の研修支援（再掲）
	各種研修会の情報提供



基本目標 3：安心して育ち、働き、暮らせるまちづくり

3-1 健康な暮らしづくり

健康で健やかに暮らすためには、疾病の予防と早期発見、治療及び療育を適正に受けることが出来る環境が必要であり、家族にとっても精神的な支援につながります。

そのためには、妊婦健診や乳幼児の健康診査を実施し、障害の早期発見と迅速な対応の必要性はきわめて高く、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であります。特に発達支援については、医療・保健・福祉等関係機関の密接な連携が必要であり、相談、通所、さらに教育へと継続的な取り組みが行われるよう、療育支援等のネットワークを充実させていくことが大切です。

健康で自立した生活が送れるよう、ライフステージ^{*}に応じた健康相談や受診しやすい健康診査により適切な治療・リハビリテーション^{*}につなげていくこと、自主的な健康づくりを支え、生活習慣病や疾病の重症化を予防する対策を強化していくことが必要です。

障害のある人の健康への不安や健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供する等、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促します。

また、子どもの発育や発達に不安のある保護者に対し、メンタルケアも含めた支援に努めます。

具体的な事業

施策区分	具体的事業
1) 心とからだの健康づくり	赤ちゃん相談・赤ちゃん健診の充実
	保健サービスの充実
	保育所入所児童の健康診断
	小中学生の健康診断
	関係機関との連携体制の充実
2) 医療・ <u>リハビリテーション</u> [*]	地域リハビリテーションの充実
	<u>自立支援医療</u> [*] 費の活用



	精神科デイケアの利用（民間）
3) 医療支援の充実	重度障害者医療の助成
	乳幼児医療費の助成
	<p>自立支援医療[※]費の活用（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 精神通院医療 • 更正医療費 • 育成医療費





3-2 幼児保育・児童養育対策の充実

障害のある子どもが、その障害にとらわれることなく、一人ひとりの育ちを大切に受け入れ、将来、地域社会で自立して暮らせるよう、障害児保育の整備・充実に努めなければなりません。

障害のある子どもは、障害の種類や発達段階や年齢など様々ですが、一人ひとりの個性や能力を育むためには、保護者の意向に応える良質かつ適切な保育を受ける環境づくりが重要であり、障害の種類や程度に応じたきめ細かなサービスで対応することができる障害児保育等の整備は大きな課題でもあります。

こうした幼児保育を充実させるためには、保育職員の資質の向上に努めるとともに、障害のある子どもとない子どもがお互いの理解を深めながら共に育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。また、身近な地域で必要な支援を受ける体制を確保し、居宅介護、短期入所、日中一時支援等の[障害者総合支援法](#)^{*}に基づく適切なサービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の充実に努めなければなりません。

障害のある子どもに対する教育には、個別の教育的ニーズをしっかりと把握し、授業や学習内容の工夫・改善により困難性を排除しなければなりません。そのためには一人ひとりの教育支援計画を作成し、[インクルーシブ教育](#)^{*}システムを構築していくことが大切であり、障害のある児童生徒が、他の児童生徒と一緒に授業に参加していくという意識を高めることが重要です。それには基礎的環境整備と合理的配慮の推進による特別支援学級や通級指導学級などの充実と担任教員、補助教員をはじめ、教職員全体が障害のある子ども及び障害児教育に対する理解を深め、障害の特性に配慮した教育に努める必要があります。

障害のある子どもに乳幼児期から地域の中で切れ目のない効果的な支援を提供できるよう、情報の共有化と一人ひとりの[ライフステージ](#)^{*}に応じた適切な支援を行うため保育・教育機関を含めた地域連携を図ります。



具体的な事業

施策区分	具体的事業
1) 障害児保育の充実	統合保育の充実
	保育士の資質向上
	発達支援事業の充実
	子育て支援センターの運営
	羊蹄山ろく発達支援センターの支援
	ことばの教室への支援
	保育相談・カンファレンスの実施
2) <u>インクルーシブ教育</u> [*] システムの構築	特別支援教室の充実
	通級指導教室の充実
	交流と共同学習の充実
	多様な学び場の確保
	関係機関との連携
3) 学校教育の充実	基礎的環境整備（教育環境の整備）
	合理的配慮の推進
	学校間の連携・共同学習
	教職員の専門性の確保
4) 放課後支援の充実	放課後児童クラブの充実
	放課後子ども教室の設置
	学校支援活動の充実



3-3 安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が安心して行動し、安全に暮らせるまちづくりを推進するためには、障害のある人やその家族の視点に立って、さまざまな社会的障壁を取り除いていくことが求められています。

日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、[バリアフリー](#)^{*}の理念に基づいた歩道の段差解消や誘導ブロック等の整備、特定施設等公共的施設の廊下や床の段差の解消、[オストメイト対応トイレ](#)^{*}等障害のある人の利用に配慮した整備を推進します。また、すべての人に優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階から[ユニバーサルデザイン](#)^{*}の視点に立ったまちづくりを推進します。

災害の被害を最小限に抑えるためには、「自助・共助・公助」それぞれの防災意識を高めておき、平時より、障害のある人や高齢者等の自力では避難することが困難な災害時要援護者の安否確認の実施や円滑な避難支援のための準備に努めなければなりません。そのためには、地域住民、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が必要となります。さらに、災害時の円滑な避難体制を確立するため、防災訓練への参加を促すとともに、要援護者を受け入れるための福祉避難所の整備、地域住民や防災ボランティア組織、[NPO](#)^{*}等との連携により地域防災力を高め、災害時要援護者への支援体制を構築しなければなりません。

凶悪犯罪が続発する中、地域ぐるみの防犯への意識、取り組みを強化する必要があります。判断能力が不十分な障害のある人が振り込め詐欺や悪徳商法による消費者トラブルに遭わないよう啓発活動や相談事業の注意喚起に努めていきます。

障害のある人が、社会的・経済的に自立するためには自分に合った形で働くことが重要であり、働く希望と適性に応じた多様な職種や就労形態が提供され、雇用の拡大が図られることが必要であります。さらに、就労を続けていくためには、職業研修、就労先の開拓やあっせんだけでなく、身近な地域での就労と生活を総合的に支援していかなければなりません。そのためには関係機関との十分な連携を図り、職場開拓や就職準備、職場定着等の就労支援と就労に伴う生活支援が連動・一体化した事業を推進していかなければなりません。

障害のある人がその種類や程度にかかわらず、すべての人たちと気軽に活動に参画し、交流できるスポーツ活動、レクリエーションや文化・芸術活動の推進は、元気で自立した生活と豊かで潤いある感性を培うために重要な課題になります。



こうした環境づくりには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、重度の障害や重複した障害のある人や、視覚や聴覚に障害のある人にとって参加しやすい支援体制の整備が必要です。各種スポーツ大会の開催やスポーツ教室の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備に努め、スポーツ活動への積極的な参加を促しスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

さらに、障害のある人の文化活動を推進するため、文化祭や作品展等の活動の場を提供し、障害のある人や障害者団体の活動を支援していきます。

具体的な事業

施策区分	具体的事業
1) 暮らしやすいまちづくりの推進	安全な住宅の整備
	公共施設や公園等の バリアフリー [*] の推進
	道路の安全対策の推進
	歩道整備の促進
	歩行通路の安全確保
2) 防災・防犯対策の充実	災害時要援護者台帳の整備
	緊急速報メールの配信
	福祉避難所の整備及び救護体制確保
	災害時支援体制の強化
	防犯パトロールによる啓発活動
	消費者被害の防止
3) 雇用・就労の促進	訓練等給付の提供（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練/生活訓練）の充実 ・就労移行支援の充実 ・就労継続支援（A型、B型）の充実 ・就労定着支援の充実
	雇用促進のための啓発活動
	障害者就労施設等からの優先調達
	授産製品の販売支援



4) スポーツ・レクリエーション活動、 芸術活動の充実	スポーツ活動への参加機会の拡大
	スポーツ教室の充実
	障害者スポーツの普及・啓発
	各種講演会の充実
	文化祭への参加促進
	生涯学習との連携







V 第6期 障害福祉計画 及び 第2期 障害児福祉計画

1. 法令の根拠

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（[障害者総合支援法](#)）第88条の規定に基づき、本村ではこれまで第5期までの障害福祉計画を策定しています。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、本村ではこれまで第1期の障害児福祉計画を策定しています。

平成30年度に策定した「真狩村第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」が令和2年度で計画期間の終了を迎えるため、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号）に基づき、令和3年度を始期とする「真狩村第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定します。

【障害者総合支援法（抄）】

（基本指針）

第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法（抄）】

（基本指針）

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

【障害福祉計画及び障害児福祉計画の告示】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号）（以下「基本指針」という。）



2. 基本指針

1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針

- (1) 基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める。
- (2) 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。計画期間は令和3年度から令和5年度までとする。

2. 基本指針見直しの主なポイント

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・地域生活支援拠点等の機能の充実
 - ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加
 - ・ギャンブル等の依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進を図るための普及啓発などの必要性を追記
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みの一層の促進
 - ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備の推進
 - ・地域共生社会の実現に向け農福連携の更なる推進及び理解促進並びに多様なニーズに対応した就労支援として大学在学中の学生や高齢障害者に対する就労支援を追記
- (4) 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
 - ・包括的な支援体制の構築に取り組む必要性と、相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業の活用も検討し、体制整備を進める必要があることを追記



(5) 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図ることや専門医療機関の確保等を追記
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を追記
- ・発達障害者等の家族等への支援体制の充実や専門医療機関の確保等について追記

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制づくりの方向性を追記
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を追記
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備についての必要性を追記
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性を追記

(7) 相談支援体制の充実・強化等

- ・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みの推進

(8) 障害者による文化芸術活動の推進

- ・関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取り組みを推進し、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図ることを追記
- ・都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置推進を追記



(9) 障害福祉サービス等の質の向上

- 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取り組みについて追記

(10) 障害福祉人材の確保

- 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、提供体制と人材を確保していく必要があることを追記
- 人材確保のため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいく必要性を追記





3. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

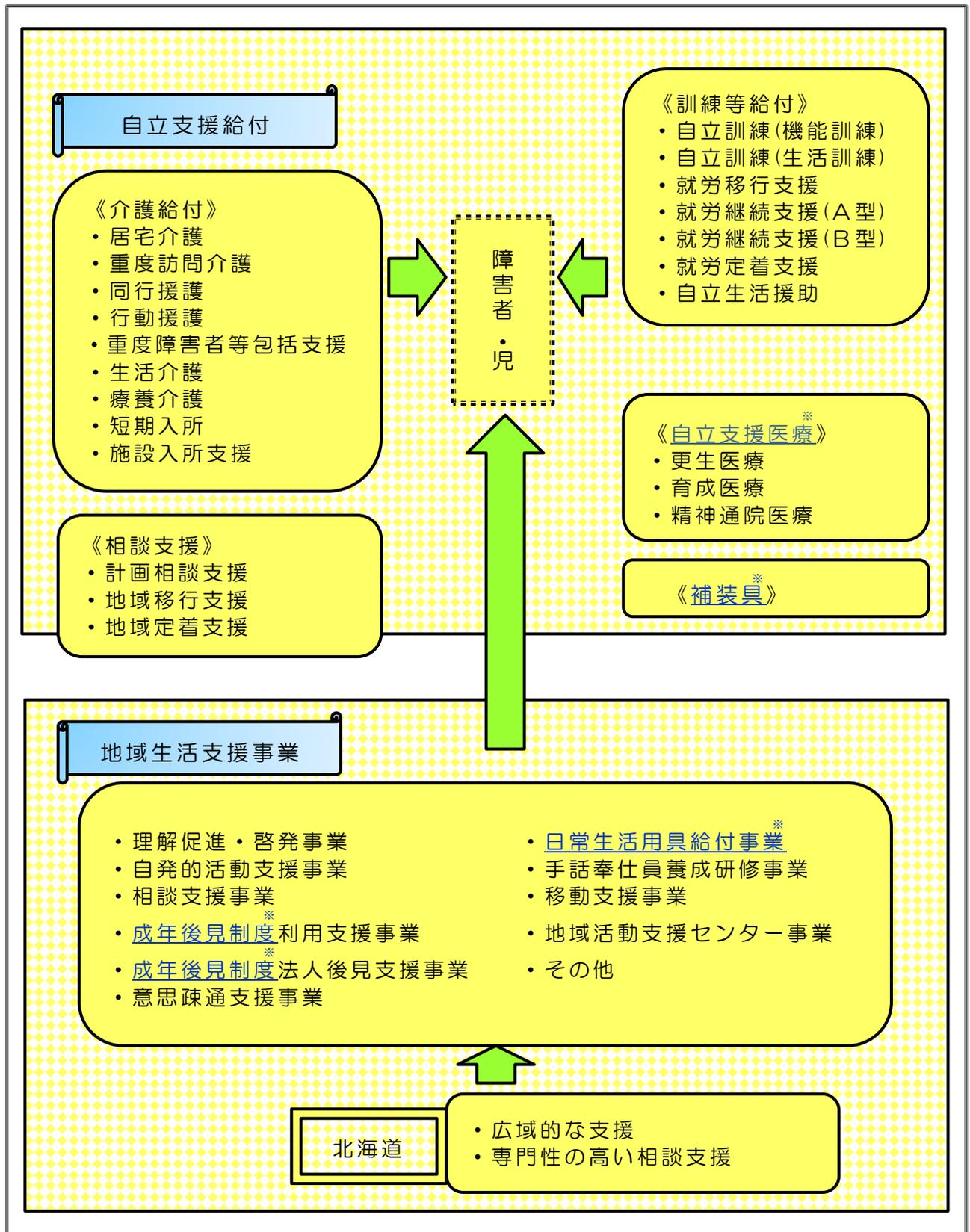
障害福祉サービス等は、障害のある人のそれぞれの障害の程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する「[自立支援医療](#)^{*}」、身体障害者手帳所持者などが身体機能を補完・代替し、その身体への適合を図るように制作されたものなどの要件を満たす「[補装具](#)^{*}」の購入、借受け、修理を行う費用の自己負担額を軽減する制度です。

また、市町村が障害のある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、状況に応じて実施する「地域生活支援事業」を状況に応じて実施しています。





【サービス体系】





3. 成果目標の設定

1. 基本指針に基づく成果目標について

国の基本指針に示されている令和5年度末までの成果目標は7項目です。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	基準年度	目標数値
施設入所者の地域生活への移行	令和元年度末	6%以上
施設入所者数の削減		1. 6%以上

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	基準年	目標数値
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	平成30年	316日以上
精神病床の1年以上の入院患者数		10.6万人～12.3万人
退院率		3か月後 69%以上 6か月後 86%以上 1年度 92%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	基準年	目標数値
一般就労への移行者数	令和元年度	1. 27倍
うち就労移行支援事業		1. 30倍
うち就労継続支援（A型）		1. 26倍
うち就労継続支援（B型）		1. 23倍
就労定着支援事業利用者	—	一般就労へ移行した者のうち7割以上の利用
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所		就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項 目
児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項 目
各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

項 目
各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築



2. 本村における目標設定について

本村では、基本指針に示されている令和5年度末までの成果目標に基づき、以下の7項目の目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本村において、令和元年度の施設入所者数は3人、地域生活移行者数は0人と地域移行は進んでいない状況であり、今後も利用希望があるため入所者数を減らすことは困難であります。

項目	数値	国の基本指針
令和元年度末施設入所者数 (A)	3人	成果目標の基準数値
地域生活移行者数 (設定成果目標) (B)	0人	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活に移行 【目標数値】3人×6%≒0人
施設入所者の減少数 (設定成果目標) (C)	0人	令和元年度末時点の施設入所者から令和5年度末までに1.6%以上削減 【目標数値】3人×1.6%≒0人
新規入所者数 (想定人数) (D)	0人	入所が見込まれる想定人数
令和5年度末施設入所者数 (A) - (C) + (D)	3人	令和5年度末の施設入所者数値見込

【第5期計画の実績】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所者数	目標	3人	3人	3人
	実績	3人	3人	3人

【第6期計画の目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数	3人	3人	3人

平成30年度以降の施設入所者は3名で推移しています。この3名の方の地域生活への移行は困難な状況にありますが、特定相談支援事業所等との連携を図り、地域で暮らすことが望ましい入所者については、必要な支援をしていくことにより地域生活への移行を目指します。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が求められています。

支援体制の構築のための地域の基盤づくりとして、保健・医療・福祉関係者による協議の場の役割と位置付け等を整理しながら、村単独または羊蹄山ろく7町村との広域での取り組みを含めた検討を行い、地域の実情に応じた協議の場の設置を目指します。

項目	令和元年度	令和5年度末
協議の場の設置	0 か所	1 か所

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化や高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人が安心安全に地域の中で自立して住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備や地域支援のための拠点の整備を積極的に推進していくことで障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

今後、単独または羊蹄山ろく7町村との広域での取り組みを含めた検討を行い、地域の実情に応じた拠点の設置を目指します。

項目	令和元年度	令和5年度末
地域生活支援拠点施設数	0 か所	1 か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。



項目	数値	国の基本指針
令和元年度一般就労移行者数	1人	令和元年度中に就労移行支援事業などを通じて、一般就労に移行した者の実績
うち就労移行支援事業	1人	
うち就労継続支援（A型）	0人	
うち就労継続支援（B型）	0人	
令和5年度一般就労移行者数	1人	令和5年度末の就労移行支援事業等利用者数を令和元年度の1.27倍以上 【目標数値】1人×1.27倍≒1人

【第5期計画の実績】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般就労移行者数	目標	0人	0人	1人
	実績	0人	1人	0人

【第6期計画の目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労移行者数	0人	0人	1人
うち就労移行支援事業	0人	0人	0人
うち就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
うち就労継続支援（B型）	0人	0人	1人

平成30年度末では就労移行支援事業1名、就労継続支援（B型）3名の利用があり、令和元年度に就労移行支援事業を利用している方が一般就労に移行しています。また、令和2年度末の利用見込みから令和5年度までに就労継続支援（B型）利用者1名が一般就労に移行することを目標とします。

② 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	令和5年度
一般就労への移行者のうち 就労定着支援事業の利用者の割合	70%



③ 就労定着率

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とする成果目標については、村内に就労移行支援事業所等がないため目標は設定しないこととします。

項目	令和5年度
就労定着支援事業所のうち 就労定着率が8割以上の事業所の割合	—

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、俱知安町に設置する羊蹄山ろく発達支援センターにて利用の確保を図り、今後も支援体制の充実を図ります。

項目	令和元年度	令和5年度
児童発達支援センター数	1 か所	1 か所

② 保育所等訪問支援利用体制の構築

保育所等訪問支援については、今後も検討を進め、羊蹄山ろく町村との広域的な協議も含め支援体制の整備を進めていきます。

項目	令和元年度	令和5年度
保育所等訪問支援	0 か所	1 か所

③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、俱知安町に設置する羊蹄山ろく発達支援センターにて利用の確保を図り、今後も支援体制の充実を図ります。

項目	令和元年度	令和5年度
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所数	1 か所	1 か所



④ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、関係機関等との連携をはかり、協議の場の設置及び医療的ケア児等へのコーディネーター配置に向けて実情に沿った支援体制のあり方について、今後も検討を進め、羊蹄山ろく7町村との広域的な協議も含め体制の整備を進めていきます。

項目	令和元年度	令和5年度
協議の場の設置	0か所	1か所
コーディネーターの配置	0人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

地域における総合的・専門的な相談支援については、倶知安町に設置する羊蹄山ろく相談支援センターが基幹相談支援センターとして担っています。今後も総合的・専門的な相談支援をはじめ、地域の相談支援体制の強化を図る取り組みを進めます。

項目	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	1か所（設置済み）
地域の相談支援体制の強化	実施

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

北海道が行う障害福祉サービス等の研修会の参加により資質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果やその分析結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の整備に努めます。

項目	令和5年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	実施





4. 障害福祉サービス等の目標

障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 訪問系サービス

自宅や外出先で介護や支援を受けるサービス等で、障害のある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の提供体制の充実と質の向上を継続していきます。

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に自宅等で入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難な人に危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。



【第5期計画の実績】

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護	1月あたり	見込	25時間	25時間	30時間
	利用時間数	実績	21時間	21時間	21時間
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1月あたり	見込	5人	5人	6人
	利用者数	実績	2人	2人	2人

【第6期計画の見込】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	1月あたり	30時間	30時間	30時間
	利用時間数			
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1月あたり	3人	3人	3人
	利用者数			

【現状と見込み量確保のための方策】

現在利用しているサービスは居宅介護サービスですが、地域移行に欠くことのできないサービスのため、支援を必要とする人が円滑にサービスを利用できるように相談体制及びサービスの確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

障害のある人の昼間の活動を支援するため、施設や病院において生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護を提供してします。

また、介護者が介護できない場合に短期的に入所して日中も安心して生活できるように努めるとともに、障害のある人が自立した日常生活を送れるよう、希望と適性に応じた、多様な働く場の確保に向けて関係機関との連携を図りながら就労の支援に努めます。

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	常時介護が必要な障害のある人に施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。



サービスの種類	サービスの内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障害のある人に地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害のある人に地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な人に就労の機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を通じて一般就労に移行した障害のある人に相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害のある人に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	在宅で暮らす障害のある人を介助する人が病気等の場合に障害のある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。



【第5期計画の実績】

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	1月あたり 利用日数	見込	115日	115日	115日
		実績	69日	69日	69日
	1月あたり 利用者数	見込	5人	5人	5人
		実績	3人	3人	3人
自立訓練 (機能訓練)	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
就労移行支援	1月あたり 利用日数	見込	23日	23日	23日
		実績	23日	23日	23日
	1月あたり 利用者数	見込	1人	1人	1人
		実績	1人	1人	1人
就労継続支援A型	1月あたり 利用日数	見込	23日	23日	23日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人
就労継続支援B型	1月あたり 利用日数	見込	115日	115日	115日
		実績	69日	92日	115日
	1月あたり 利用者数	見込	5人	5人	5人
		実績	3人	4人	5人
就労定着支援	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人



項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
短期入所 (福祉型)	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
短期入所 (医療型)	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人

【第6期計画の見込】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	1月あたり 利用日数	69日	69日	69日
	1月あたり 利用者数	3人	3人	3人
自立訓練 (機能訓練)	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人



項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	1月あたり 利用日数	46日	46日	46日
	1月あたり 利用者数	2人	2人	2人
就労継続支援A型	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
就労継続支援B型	1月あたり 利用日数	138日	138日	138日
	1月あたり 利用者数	6人	6人	6人
就労定着支援	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
療養介護	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
短期入所 (福祉型)	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
短期入所 (医療型)	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人



【現状と見込み量確保のための方策】

現在利用しているサービスは生活介護及び就労支援であります。今後新たなサービスの利用が見込まれる場合は、支援を必要とする人が円滑にサービスを利用できるよう相談体制及びサービスの確保に努めます。

3. 居住系サービス

その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、共同生活援助（[グループホーム](#)^{*}）などの居住支援サービスの確保、夜間や休日にも安心して施設で専門的な介護サービスを受けられるよう、施設入所支援の提供に努めます。

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助	障害者支援施設や グループホーム [*] 等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人に一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム [*])	障害のある人が共同生活を営む住居において、主として夜間に相談や、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【第5期計画の実績】

項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム [*])	1月あたり 利用者数	見込	8人	8人	8人
		実績	8人	7人	6人
施設入所支援	1月あたり 利用者数	見込	4人	4人	4人
		実績	3人	3人	3人



【第6期計画の見込】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム [*])	1月あたり 利用者数	7人	7人	7人
施設入所支援	1月あたり 利用者数	3人	3人	3人

【現状と見込み量確保のための方策】

現在利用している利用者は減少傾向にありますが、新たに利用を希望する人がいる場合は円滑にサービスを利用できるよう相談体制の確保に努めます。

4. 相談支援

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の状況に応じて柔軟な相談支援事業を実施しています。

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、一人暮らしへ移行した人に安定した地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行います。



【第5期計画の実績】

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数	見込	15人	15人	15人
		実績	13人	14人	14人
地域移行支援	利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
地域定着支援	利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人

【第6期計画の見込】

項 目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数		15人	15人	15人
地域移行支援	利用者数		0人	0人	0人
地域定着支援	利用者数		0人	0人	0人

【現状と見込み量確保のための方策】

指定特定相談支援事業所等が作成するサービス利用計画等について、希望するすべて人が利用できる状況になっていますが、引き続き円滑にサービスを利用できるよう関係機関と連携を図りながら相談体制の確保に努めます。





5. 障害児支援

障害のある子どもとその保護者に乳幼児期から学校卒業までの支援を身近な場所で提供するため、通所支援及び相談支援、さらには一般施策としての子育て支援なども視野に入れて障害児支援事業を実施します。

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上下肢又は体幹の機能の障害のある児童に児童発達支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問し、発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に放課後や夏休み等の長期休暇中に、療育の場として、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての人を対象に支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。





【第1期計画の実績】

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	1月あたり 利用日数	見込	10日	10日	10日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	2人	2人	2人
		実績	0人	0人	0人
医療型児童 発達支援	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
居宅訪問型 児童発達支援	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
放課後等 デイサービス	1月あたり 利用日数	見込	10日	10日	10日
		実績	15日	15日	15日
	1月あたり 利用者数	見込	2人	2人	2人
		実績	3人	3人	3人
保育所等訪問支援	1月あたり 利用日数	見込	0日	0日	0日
		実績	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	見込	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人
障害児相談支援	利用者数	見込	3人	3人	3人
	実績	3人	3人	3人	



【第2期計画の見込】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1月あたり 利用日数	2日	2日	2日
	1月あたり 利用者数	1人	1人	1人
医療型児童発達支援	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
居宅訪問型 児童発達支援	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	1月あたり 利用日数	10日	10日	10日
	1月あたり 利用者数	3人	3人	3人
保育所等訪問支援	1月あたり 利用日数	0日	0日	0日
	1月あたり 利用者数	0人	0人	0人
障害児相談支援	利用者数	4人	4人	4人

【現状と見込み量確保のための方策】

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、ニーズに応じた適切なサービスを提供しています。相談支援については相談件数が増加傾向にあるため、羊蹄山ろく発達支援センター等と連携を図りながら、より身近な相談サービスの提供に努めます。



6. 地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障害の有無に関わらず、全ての人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に努めていきます。

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁」を取り除くため、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、基幹相談支援センター中心とした協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの強化を図ります。
成年後見制度 [※] 利用支援事業	障害等により判断能力が十分でない状態にある人が、財産管理や日常生活上の契約等を適切に行えるよう、 成年後見制度 [※] の利用を支援します。
成年後見制度 [※] 法人後見支援事業	成年後見制度 [※] における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害により、意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障害のある人のために、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。



事業名	事業内容
<p>日常生活用具給付事業[※]</p>	<p>特殊寝台やストーマ装具等の日常生活用具の給付又は貸与により、在宅重度障害のある人の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護・訓練支援用具 ○自立生活支援用具 ○在宅療養等支援用具 ○情報・意思疎通支援用具 ○排泄管理支援用具 ○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
<p>手話奉仕員 養成研修事業</p>	<p>住民を対象に、聴覚障害のある人の生活や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活で必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成し、聴覚障害のある人の社会参加の促進を図ります。</p>
<p>移動支援事業</p>	<p>屋外での移動が困難な障害のある人のうち、障害福祉サービスの同行援護、行動援護、重度訪問介護の対象でない人に社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等の外出のための支援を行い、地域での自立した生活と社会参加を促進します。</p>
<p>地域活動支援 センター事業</p>	<p>障害のある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。</p>



【第5期計画の実績】

事業名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	見込	随時	随時	随時
	実績	—	—	—
自発的活動支援事業	見込	2団体	2団体	2団体
	実績	2団体	1団体	1団体
相談支援事業	見込	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所
成年後見制度 [※] 利用支援事業	見込	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
成年後見制度 [※] 法人後見支援事業	見込	—	—	—
	実績	—	—	—
意思疎通支援事業	見込	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
日常生活用具給付事業 [※]	見込	55件	60件	60件
	実績	58件	48件	51件
手話奉仕員養成研修事業	見込	—	—	—
	実績	—	—	—
移動支援事業	見込	1人 55時間	2人 70時間	2人 70時間
	実績	1人 32時間	1人 40時間	1人 27時間
地域活動支援センター事業	見込	2か所 2人	2か所 2人	2か所 2人
	実績	1か所 1人	1か所 1人	2か所 2人



【第6期計画の見込】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	随時	随時	随時
自発的活動支援事業	1団体	1団体	1団体
相談支援事業	1か所	1か所	1か所
成年後見制度 [※] 利用支援事業	1人	1人	1人
成年後見制度 [※] 法人後見支援事業	—	—	—
意思疎通支援事業	1人	1人	1人
日常生活用具給付事業 [※]	60件	60件	60件
手話奉仕員養成研修事業	—	—	—
移動支援事業	1人 53時間	1人 53時間	1人 53時間
地域活動支援センター事業	2か所 2人	2か所 2人	2か所 2人

【現状と見込み量確保のための方策】

地域活動支援センター事業は村外の事業所に2名利用しています。継続したサービス利用による社会参加を促進するため、施設等への通所に要する交通費の半額を助成しています。

障害のある人が適切なサービスを利用できるよう情報提供を行うとともに、サービス提供事業者の参入促進を図ります。



7. その他の障害者支援事業

自宅等で生活する障害のある人に自立した日常生活が送れるように村では次のとおり支援しています。

事業名	事業内容
福祉手当支給事業	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に月額 5,000 円の手当（養護、特養施設入所者、生活保護者を除く）を支給していますが、障害者総合支援法による障害福祉サービス等の制度化により身体、知的及び精神障害の一元化が図られたため令和 4 年 3 月をもって廃止します。
施設通所交通費 助成事業	村外の障害者福祉施設等へ通所するための交通費の半額の助成をしていますが、経済的負担の軽減を図るため令和 4 年 4 月より公共交通機関を利用する場合に限り全額を助成します。
福祉タクシー利用 助成事業	身体障害者手帳所持者のうち、障害等級 1 級から 4 級（上肢機能障害等を除く）までに該当する人、療育手帳又は精神障害者福祉手帳所持者にタクシー初乗り料金相当額の助成券を 30 枚/年交付します。

【第5期計画の実績】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉手当支給事業	実支給人数	見込	5人	5人
		実績	5人	7人
施設通所交通費 助成事業	延通所日数	見込	300日	300日
		実績	170日	248日
	実利用者数	見込	4人	4人
		実績	4人	6人
福祉タクシー利用 助成事業	延利用枚数	見込	500枚	500枚
		実績	577枚	528枚
	実利用者数	見込	25人	25人
		実績	26人	24人



【第6期計画の見込】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉手当支給事業	実支給人数	7人	—	—
施設通所交通費 助成事業	延通所日数	750日	750日	750日
	実利用者数	8人	8人	8人
福祉タクシー利用 助成事業	延利用枚数	550枚	550枚	550枚
	実利用者数	25人	25人	25人

【現状と見込みについて】

給付実績及び障害者手帳所持者数等に基づき推計しました。

村独自の支援事業として対象となる障害のある人が利用しやすいよう情報提供を行います。



VI 推進体制

1. 計画の推進体制

障害者福祉施策は、乳幼児から高齢者まで幅広い範囲を対象としていることから、福祉・保健・医療のほか教育、労働・雇用、生活環境など様々な行政分野にわたって支援体制を構築していかなければなりません。また、本計画を総合的かつ効果的に推進するため広域的な取り組みや国、道及びその他関係機関・団体と緊密な連携・協力を図ります。

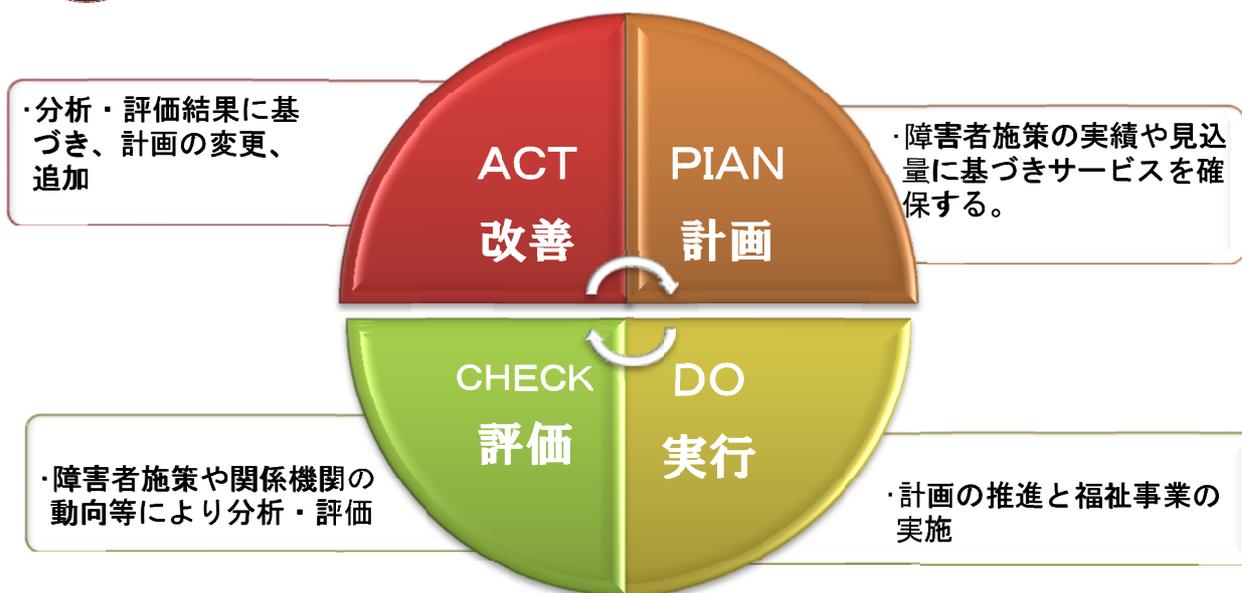
また、本計画に基づく施策を住民の理解を得ながら推進するためには、平時より幅広い広報・啓発活動を行うとともに、[障害者週間](#)^{*}等を利用して、各種関係団体や障害者の団体などと連携しながら、積極的な啓蒙活動により障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することに努めます。

さらに、障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるため、[インクルーシブ教育](#)^{*}を促進するとともに、小中学校等の特別活動等における、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

本計画は障害者の福祉施策の需要や課題に迅速に対応するため、出来る限り柔軟に対応することとします。

基本
理念

『支え合い かけがえのない一人ひとりの生き方を大切にする 真狩村』





>> 用語解説 >>>>>>

あ行

アクセシビリティ（P 21, P 22, P 26）

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、障害者や高齢者等ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

インクルーシブ教育（P 21, P 22, P 31, P 32, P 68）

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。国連の障害者権利条約の批准に向けて国内の法整備が進む中、平成25年7月に成立した改正障害者基本法で理念が盛り込まれた。

インフォーマル（非制度的）ケアサービス（P 27）

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。近隣や地域社会、民間やボランティア等の非公式な援助活動がこれに当たる。

NPO（P 33）

Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

オストメイト対応トイレ（P 33）

人工肛門・人工膀胱造設者のためのパブリック トイレ

か行

グループホーム（共同生活援助）（P 2, P 56, P 57）

共同生活をしている住まいにおいて、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に対し、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。

ケアマネジメント（P 27）

障害者自身の状態、容態及び本人や家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせ、適切なケアプランを作成し、継続的に援助を行う。

高次脳機能障害（P 1, P 8）

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。



さ行

障害者基本法（P 1, P 5, P 7, P 9）

障害者の自立と社会参加支援等のための施策の基本となる事項等が定められており、障害者の福祉増進を目的としています。障害者の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障害者のための基本的な計画の策定が義務づけられています。

障害者虐待防止法（P 1）

障害者虐待の防止に向けた取り組みを推進するために施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を発見した者に対する通報義務を課すことが定められている。

障害者権利条約（P 1）

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である。障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定している。

障害者差別解消法（P 1）

障害があるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障害者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止している。

障害者週間（P 23, P 68）

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

障害者総合支援法（P 1, P 5, P 31, P 37）

障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として成立した。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。

自立支援医療（P 19, P 20, P 29, P 30, P 41, P 42）

障害者等に対して、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。障害児の生活の能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障害者の更生のために必要な医療（更生医療）、精神障害の適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療（精神障害者通院医療）の3種類。

身体障害者相談員（P 26）

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。身体障害者のさまざまな相談に応じ、更生に必要な援助を行う。

**成年後見制度（P 23, P 42, P 62, P 64, P 65）**

知的障害、精神障害や認知症等で判断能力が不十分になった人が、社会生活を営む上で必要な契約（売買契約、銀行預金契約、介護サービス契約、施設入所契約等）に際して、不利な契約を結ぶことがないよう支援する制度のこと。

た行**知的障害者相談員（P 26）**

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。知的障害者やその保護者の相談や知的障害者の更生のために必要な援助を行う。

な行**難病（P 1, P 2）**

特定の疾患群を指す用語ではなく、①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れのない疾患、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患をいう。

日常生活自立支援事業（P23）

日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどの援助を行う制度であり、本人との契約となることから契約能力（具体的な援助内容の理解力）が備わっている必要がある。

日常生活用具給付等事業（P 26, P 28, P 42, P 63, P 64, P 65）

在宅の障害者の日常生活の利便を図るため給付されるもので、ストーマ用具、特殊寝台、拡大読書器等がある。

ノーマライゼーション（P 24）

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害者もほかの人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

は行**発達障害（P 1, P 7, P 8）**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

バリアフリー（P 12, P 21, P 25, P 33, P 34）

障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元々住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

**ピアカウンセリング（P 25, P 26）**

障害者等が自らの体験に基づいて、同じ障害者の相談に応じ問題解決を図ること。

P D C A サイクル（P 4）

さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」を順に実施していくもの。

福祉教育（P 21, P 22, P 24）

国、地方公共団体、民間団体及びボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために講習、広報等の手段により行う教育をいう。最近では、お互いの交流を兼ねながら、障害者自らがその体験等の話をする「福祉講話」が小・中学校で行われている。

法定雇用率（P 3）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、雇用者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が一定率以上であるよう事業主に義務づけており、その割合をいう。平成30年4月からは雇用義務の対象に精神障害者が加わり、法定雇用率は民間企業2.2%、国及び地方公共団体2.5%となった。

補装具（P 8, P 28, P 41, P 42）

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子等がある。

や行

ユニバーサルデザイン（P 12, P 33）

「だれもがはじめから利用しやすいように、施設・もの・サービス等に配慮を行う」という考え方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われる。

ら行

ライフステージ（P 10, P 12, P 29, P 31）

人間の発達段階や人間形成の段階をいう。例えば、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期といった分け方がある。

リハビリテーション（P 21, P 22, P 29, P 56）

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。

ええ合い かけがえのない一人ひとりの
生き方を大切にする 真狩村

北海道 真狩村

住民課 福祉係

北海道虻田郡真狩村字真狩118番地

電話 0136-45-2121(代表)
e-mail jyumin@vill.makkari.lg.jp

